

# 比謝川行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日

比謝川行政事務組合管理者  
比謝川行政事務組合議会議長  
比謝川行政事務組合代表監査委員  
比謝川行政事務組合消防長

比謝川行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、比謝川行政事務組合管理者、比謝川行政事務組合議会議長、比謝川行政事務組合代表監査委員、比謝川行政事務組合消防長が策定する特定事業主行動計画である。

## 1. 計画期間

法は平成28年4月1日から令和8年3月31日までの時限立法である。本計画は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までを計画期間とする。

## 2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、事務局が主管となり、環境美化センター及び消防本部との連携のもと、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行うこととしている。

## 3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標達成のための取組等

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、事務局、環境美化センター、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、その達成のため、それに対する取組を実施する。

なお、この目標及び取組は、事務局、環境美化センター、消防本部において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

### (1) 女性消防吏員の増員

地域防災における地域社会では、女性が半数を占めており、消防の業務において女性の活躍を進めることによって、住民サービスの向上や消防活動における質の向上につなげ消防・防災体制の向上を図る。

消防吏員数における女性消防吏員の割合（定数外除く）

令和2年3月31日現在

	全体	男性	女性
人数	115人	112	3
比率	—	97.4%	2.6%

＜取組＞ 令和3年度より随時実施

- ・女性消防吏員の活躍などを地域に広く広報し、また採用試験実施について、教育機関の進路・就職担当部門に広く周知し、採用試験の受験者の総数に占める女性の割合の増加を図る。

〔目標：これらの取組を通じて、令和7年度までに、女性消防吏員の比率（条例定数比）を令和元年度の2.6%より0.9%引き上げ、3.5%以上にする。〕

### (2) 女性消防吏員のキャリアアップ支援

昨今の多様化する住民ニーズに対応していくためには、政策の立案・作成において男性のみならず女性の視点を反映させ、さまざまな視点からのマネジメントを行う必要がある。また、女性が係長職（中隊長）以上に登用されることにより、女性職員にとってのロールモデルが出来上がり、キャリアアップに対するモチベーションの向上へと繋がる。そのため、以下のような取組により女性職員のキャリアアップ支援を行う。

＜取組＞ 令和3年度より随時実施

- ・男女いずれか一方に偏らない事務配分等の均衡確保など、双方が働きやすい環境を整備する。
- ・女性職員に対する多様なロールモデル・キャリアパス事例の紹介を行う。

〔目標：これらの取組を通じて、令和7年度までに、係長職以上にある女性の割合を、令和元年度の実績（0.9%）より0.8%引き上げ、1.7%以上にする。〕

### (3) 年次休暇の取得の促進

職員がいきいきと活躍する組織となるためには、性別を問わず全ての職員が仕

事と生活を調和できるワークスタイルが重要になってくる。また、余暇を楽しみ、仕事以外の様々な活動を通じて、職員自身が多様な価値観を得ることができ、多面的な視点から仕事を進めることができるようになることになる。そのため、以下のような取組により年次休暇の取得を促進する。

<取組> 令和3年度より随時実施

- ・年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ・管理職員は自ら率先して年次休暇を取得する等、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。

目標：これらの取組を通じて、令和7年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、  
令和元年度の実績94.6%（18.9日）から95%（19日）以上にする。